

湧別町自治基本条例 解説書



平成25年11月
令和4年3月改訂

湧 別 町

○条例を必要とする背景

現在の地方自治制度は、日本国憲法や地方自治法等の各種法令によって定められています。これらの法律には、地方自治について全国一律の基準などが示されていますが、地方自治体が「どのようにして個性豊かな地域形成を行うのか」については、地域の自治に委ねられています。

多くの地方自治体では、「誰が、どのような仕組みによって、どのようなまちづくりを行っていくのか」という総合的な定めはなく、総合計画がその役割を担うという考え方もできますが、総合計画は、まちづくりの政策の大綱を定めたものであり、「どのような仕組みで政策を実行していくか」ということまでは踏み込んでいないため、多くの地方自治体で自治基本条例を制定する動きが進んでいます。

本町では、平成22年7月に合併協議の経過を踏まえて自治基本条例検討委員会を設置して、自治基本条例の必要性についての検討を行いました。検討の結果、「町民が共通認識（自治基本条例がまちづくりに必要という）を持って、合併を契機に条例の制定に取り組むべき」との結論に至っています。

”参加と協働のまちづくり”が強く求められている今日、湧別町の自治の在り方を町民、議会及び行政機関が共通認識し、まちづくりのための基本的な仕組みを整え、湧別町の自治を確立するため、自治基本条例を制定するものです。

【目次】

1 湧別町自治基本条例 全体の構成	1 P
2 湧別町自治基本条例	
前 文	2 P
第 1 章 総 則	3 P
第 1 条（目的） 第 2 条（用語の定義） 第 3 条（基本理念） 第 4 条（基本原則） 第 5 条（条例の位置付け）	
第 2 章 情報共有	7 P
第 6 条（情報共有） 第 7 条（情報提供） 第 8 条（説明責任） 第 9 条（情報公開） 第 10 条（情報の収集及び管理） 第 11 条（個人情報の保護）	
第 12 条（会議の公開）	
第 3 章 町民参加	10 P
第 13 条（町民参加の基本） 第 14 条（町民参加の対象） 第 15 条（町民参加の方法） 第 16 条（町民の意見等の取扱い） 第 17 条（審議会等の委員の選任）	
第 4 章 町民投票	15 P
第 18 条（町民投票） 第 19 条（町民投票の請求及び発議）	
第 5 章 町 民	16 P
第 20 条（町民の権利） 第 21 条（町民の役割と責務） 第 22 条（事業者の役割）	
第 6 章 協働・コミュニティ組織	17 P
第 23 条（協働の推進） 第 24 条（コミュニティ組織の定義） 第 25 条（コミュニティ組織の役割） 第 26 条（コミュニティ組織にかかわる町民の役割）	
第 27 条（コミュニティ組織にかかわる行政機関の役割）	
第 7 章 議 会	19 P
第 28 条（議会の役割） 第 29 条（議会の責務） 第 30 条（議員の責務） 第 31 条（町民との情報共有と町民参加）	
第 8 章 行政機関	21 P
第 32 条（行政機関の責務） 第 33 条（町長の責務） 第 34 条（町長の就任時の宣誓） 第 35 条（行政機関の職員の責務）	
第 9 章 行政運営	23 P
第 36 条（総合計画） 第 37 条（財政運営） 第 38 条（行政評価） 第 39 条（行政改革） 第 40 条（行政手続） 第 41 条（政策法務） 第 42 条（危機管理）	
第 10 章 交流・連携	26 P
第 43 条（国内外の交流） 第 44 条（他の市町村との連携） 第 45 条（国及び北海道との連携）	
第 11 章 条例の見直し	27 P
第 46 条（条例の見直し） 第 47 条（自治推進委員会の設置）	

湧別町自治基本条例 全体の構成

解 説

理
念

前 文

第1章 総 則

第1条 目的 第2条 用語の定義
第3条 基本理念 第4条 基本原則 第5条 条例の位置付け

理
念・
原則を
受けた
制度

第2章 情報共有

第6条 情報共有
第7条 情報提供
第8条 説明責任
第9条 情報公開
第10条 情報の収集
及び管理
第11条 個人情報の保護
第12条 会議の公開

第3章 町民参加

第13条 町民参加の基本
第14条 町民参加の対象
第15条 町民参加の方法
第16条 町民の意見等の
取扱い
第17条 審議会等の
委員の選任

第4章 町民投票

第18条 町民投票
第19条 町民投票の
請求及び発議

制
度の
担い
手の
具
体
化

第5章 町民

第20条 町民の権利
第21条 町民の役割
第22条 事業者の役割

第6章 協働・コミュニティ組織

第23条 協働の推進
第24条 コミュニティ組織の定義
第25条 コミュニティ組織の役割
第26条 コミュニティ組織にかかわる町民の役割
第27条 コミュニティ組織にかかわる行政機関の役割

第7章 議会

第28条 議会の役割
第29条 議会の責務
第30条 議員の責務
第31条 町民との情報
共有と町民参加

第8章 行政機関

第32条 行政機関の責務
第33条 町長の責務
第34条 町長の
就任時の宣誓
第35条 行政機関の
職員の責務

第9章 行政運営

第36条 総合計画
第37条 財政運営
第38条 行政評価
第39条 行政改革
第40条 行政手続
第41条 政策法務

発
展
例
の
制
度
持
続

第10章 交流・連携

第43条 国内外の交流 第44条 他の市町村との連携 第45条 国及び北海道との連携

第11章 条例の見直し

第46条 条例の見直し 第47条 自治推進委員会の設置

【前 文】

湧別町自治基本条例を制定するにあたっての理念や基本的な考え方を明らかにします。

【第1章】総則

この条例を制定する目的を明らかにするとともに、用語の定義、自治の「基本理念」と「基本原則」、「条例の位置付け」を定めています。

【第2章】情報共有

町民の参加意欲の喚起、行動を起こすために、町民、議会及び行政機関が町政に関する情報を共有することを定めています。

【第3章】町民参加

町政や地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることが基本となることを定めています。

【第4章】町民投票

情報共有と町民参加の実践によって十分な議論を尽くすことを前提として、直接町民の意思を確認する最終手段として町民投票を実施できることを定めています。

【第5章】町民

町民の権利及び町民並びに事業者の役割を定めています。

【第6章】協働・コミュニティ組織

コミュニティ組織の定義や役割を明らかにするとともに、町民、議会及び行政機関が力を合わせて協働を推進することを定めています。

【第7章】議会

町の意味決定機関としての役割や責務、町民との情報共有と町民参加について定めています。

【第8章】行政機関

町長、教育委員会、農業委員会などの行政機関に共通する姿勢を責務として定めています。

【第9章】行政運営

総合計画の策定、行政評価や行政改革、危機管理体制など、行政運営のために必要な基本的な制度等を定めています。

【第10章】交流・連携

国内外の交流を深めるとともに、広域的な課題又は共通する課題について、他の市町村との連携、国及び北海道と連携し課題の解決にあたることを定めています。

【第11章】条例の見直し

この条例の見直しについて定めています。

条 文	解 説
<p>わたしたちのまち湧別町は、湧別原野に恵みをもたらす清流・湧別川、雄大なオホーツク海と豊かな汽水湖・サロマ湖に育まれる自然の恵み豊かなまちです。</p> <p>わたしたちのまちは、先人の不屈のチャレンジ精神と未来を信じて結集した英知によって発展してきました。</p> <p>平成 21 年 10 月、それぞれの歴史を刻んできた上湧別町と湧別町は 100 年の歳月（とき）を経て再びひとつになり、新しい町として歩みだしました。</p> <p>わたしたちには、先人が守ってきた自然環境、築いてきた歴史や文化を受け継ぎ、「人と自然が輝くまち」をつくり、次の世代へ引き継いでいく責任があります。そのためには、わたしたち町民一人ひとりが自治の担い手であることを自覚し、お互いを尊重し支えあい、安心して暮らすことができるまちを築いていかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、ここに、町民、議会及び行政機関がそれぞれの役割と責務を自覚し、力を合わせて、わたしたちのまちを築くための基本のルールとなる湧別町自治基本条例を制定します。</p>	<p>この条例の制定に当たっての主旨や目的を明らかにするため、前文を設けています。</p>

条 文	解 説
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、湧別町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政機関の責務を明らかにするとともに、町民が安心して暮らすことができる地域社会を築くための基本的な仕組みを定めることによって、町民が主体の自治を実現することを目的とします。</p>	<p>第1条では、この条例を制定する目的を定めています。平成12年4月に施行された地方分権一括法によって地方分権が推進され、地方自治体は、自分で考え、自分で決め、自分で責任を持って運営していくことが求められています。</p> <p>これからの湧別町は、私たち一人ひとりの意思に基づく町政運営と、私たち一人ひとりの協力で成り立つ地域社会を継続、推進していく必要があります。</p> <p>このことを踏まえて、湧別町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民、議会及び行政機関が担っている役割や責務を明らかにするとともに、私たち町民が安心して暮らすことができる地域社会を築くための基本的な仕組みを定め、まち全体が一体感を共有することによって、町民が主体の自治を実現することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人、又は法人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 行政機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 町政 議会と行政機関が担う自治の領域をいいます。</p> <p>(4) 協働 町民、議会及び行政機関が、お互いの立場を尊重し知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力して行動することをいいます。</p>	<p>第2条では、この条例で使用する用語の定義を定めています。</p> <p>第1号の「町民」とは、本町に住所を有する人のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動やその他の活動など、様々な活動を行っている個人、法人、団体をいいます。</p> <p>このように町民の範囲を広く定義することで、本町に関わりをもつ多くの人の意見、知恵、力を本町の自治に生かすことができます。</p> <p>第2号の「行政機関」とは、普段、役場と呼ばれている機関をさし、町長のほか専門的な立場で仕事を行っている執行機関をいいます。ここでの「町長」とは、町長個人のことではなく、町長を代表とする組織をいいます。</p>

条 文	解 説
<p>(基本理念) 第3条 町民、議会及び行政機関は、町民が安心して暮らすことができる地域社会を持続させるため、町民が主体の自治を確立することを基本とします。</p>	<p>第3条では、基本理念を定めています。地方分権の下、自分たちの住んでいる地域の課題は主権者である町民が解決することが基本になります。</p> <p>このことから、安心して暮らすことができる持続可能な地域社会をつくるために、町民が主体の自治を確立することを湧別町の自治の基本理念として定めています。</p>
<p>(基本原則) 第4条 町民、議会及び行政機関は、次の原則に基づき、町民が主体の自治の実現を図ります。 (1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政機関は、町政に関する情報を共有します。 (2) 町民参加の原則 湧別町の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。 (3) 協働の原則 町民、議会及び行政機関は、それぞれの役割と責任において、協働を推進します。</p>	<p>第4条では、基本原則を定めています。町政に関する制度、政策の立案、実行、評価の過程においては、この考え方が基本となります。</p> <p>第1号の「情報共有の原則」では、町民、議会、行政機関が町政に関する情報を共有することを定めています。</p> <p>町民が自ら考え、判断し、行動するためには、正しい情報が手元になくてもなりません。町民の町政への参加意欲を喚起して、実際に参加を得るためには、議会や行政機関が保有する情報を町民に提供し、町民、議会、行政機関が共有することが大切であり、情報の共有なくして、町民が主体の自治を推進することはできません。このため、「情報共有」を自治の基本原則のひとつに定めています。</p> <p>第2号の「町民参加の原則」では、湧別町の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とすることを定めています。</p> <p>自治の主体である町民が町政や地域社会の自治に積極的に参加して、はじめて本町の自治は成り立ちます。町民は、町政や地域の身近な活動などに参加することが望まれますし、議会や行政機関、そして地域の活動においても町民の参加を図るための取り組みを進める必要があります。このため、「町民参加」を自治の基本原則のひとつに定めています。</p> <p>第3号の「協働の原則」では、町民、議会、行政機関は、それぞれの役割と責任において協働を推進することを定めています。</p> <p>多様化する課題や町民ニーズに対して、議会及び行政機関だけで対応することは困難な状況になってきています。このため、町民、議会、行政機関がお互いに知恵と力を合わせて、地域社会の公共的な課題を解決することが必要となります。このため、「協働」を自治の基本原則のひとつに定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(条例の位置付け) 第5条 この条例は、湧別町の自治を実現するための最高規範として位置付けます。 2 町民、議会及び行政機関は、この条例を誠実に遵守しなければなりません。 3 議会及び行政機関は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。</p>	<p>第5条では、条例の位置付けを定めています。この条例は、湧別町を運営するための基本的なルールを定めたものです。</p> <p>このため、第1項及び第2項では、この条例を本町の自治を実現するための最高規範に位置付け、町民、議会及び行政機関は、この条例を誠実に遵守しなければならないことを定めています。</p> <p>第3項では、この条例が最高規範であることを担保（裏付け）するため、議会及び行政機関は、条例や規則等の制定及び改廃に当たっては、最高規範であるこの条例に定める事項を最大限に尊重し、整合性を図らなければならないことを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>第2章 情報共有 (情報共有) 第6条 町民、議会及び行政機関は、町政の課題の解決にむけて互いの保有する情報を伝え合い、共有します。</p>	<p>第6条では、情報共有について定めています。情報共有は、町民参加の推進とともに、町民が主体の自治を実現するための基本となります。</p> <p>このことから、町民、議会及び行政機関は、情報が町民、議会及び行政機関の「共有財産」であることを認識して、町政の課題の解決にむけて、お互いが保有する情報を伝え合い、共有することを定めています。</p>
<p>(情報提供) 第7条 議会及び行政機関は、開かれた町政を推進するため、保有する町政に関する情報を適切な時期に適切な方法を用いて、分かりやすく町民に提供するものとします。</p>	<p>第7条では、情報提供について定めています。情報提供は、情報公開及び会議の公開とともに、情報を共有するための基本です。</p> <p>議会と行政機関は、開かれた町政を推進するために、単に情報をお知らせするだけでなく、町民が知りたい情報、必要な情報とは何かを考え、その情報を適切な時期に適切な方法を用いて、分かりやすく町民に提供することを定めています。</p> <p>町民に対する情報を提供するための具体的な方法は、「広報・ゆうべつ」や「かわらばん」の発行、「公式ホームページ」、「地域担当スタッフ」、「地域づくり懇談会」などが該当しますが、現在実施している制度のほか、より伝わる有効な手段を検討しなければなりません。</p>
<p>(説明責任) 第8条 議会及び行政機関は、公正で開かれた町政を推進するため、町政に関して町民に分かりやすく説明するものとします。 2 議会及び行政機関は、町民から寄せられた意見、要望（以下「意見等」といいます。）、及び説明の求めに対して、誠実に対応するものとします。</p>	<p>第8条では、説明責任について定めています。説明責任を果たすことは、町民、議会、行政機関の信頼関係を築くために大切なものです。</p> <p>第1項では、議会と行政機関は、公正で開かれた町政を推進するため、町政の意思決定の過程や政策に関して町民に分かりやすく説明することを定めています。</p> <p>第2項では、議会と行政機関は、町民から意見、提案、要望、苦情が寄せられた場合や、町民から説明を求められた場合は、誠実に対応することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(情報公開)</p> <p>第9条 町民は、町政に関する情報を知る権利があり、情報の開示を求めることができます。</p> <p>2 議会及び行政機関は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、湧別町情報公開条例（平成21年条例第14号）で定めるところにより、情報を開示しなければなりません。なお、同条例第6条第1項に規定する簡易な情報の場合は、速やかに開示しなければなりません。</p>	<p>第9条では、情報公開について定めています。情報公開は、情報提供及び会議の公開とともに、情報を共有するための基本です。</p> <p>第1項では、町民には町政に関する情報を知る権利があり、町民自らが情報の開示を求めることができることを定めています。</p> <p>第2項では、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、「湧別町情報公開条例」の規定に基づき、情報を開示しなければならないことを定めています。</p> <p>なお、湧別町情報公開条例第6条第1項に規定する簡易な情報の場合は、速やかに開示しなければならないことを定めています。</p>
<p>(情報の収集及び管理)</p> <p>第10条 議会及び行政機関は、町政運営に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに提供できるように整理し、保存するものとします。</p>	<p>第10条では、情報の収集及び管理について定めています。その時々^の社会経済情勢の変化に応じて、町内外を問わず町政運営に必要な情報を収集することは大切です。</p> <p>このことから、議会及び行政機関は、町政運営に必要な情報を収集し、収集した情報の所在を明確にして、必要なときに利用できるように統一した基準で整理して保存することを定めています。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第11条 議会及び行政機関は、個人の権利及び利益が侵害されないよう、その保有する個人情報を適切に取り扱い、適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 個人情報の保護に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第11条では、個人情報の保護について定めています。情報共有を推進するうえで、特に配慮しなければならないことが個人のプライバシー保護です。</p> <p>第1項では、議会及び行政機関は、個人の権利や利益を守るため、議会及び行政機関が保有する個人情報を適切に取り扱い、適正に保護することを定めています。</p> <p>第2項では、個人情報の保護に関する必要な事項は、「湧別町個人情報保護条例」に委ねることを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(会議の公開) 第12条 議会は、本会議及び委員会等の会議を原則公開するものとします。 2 行政機関は、審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の会議を原則公開するものとします。 3 議会及び行政機関は、前2項に規定する会議を公開することが適当でない認められるときは、非公開とすることができます。</p>	<p>第12条では、会議の公開について定めています。会議の公開は、情報提供及び情報公開とともに、情報を共有するための基本です。</p> <p>第1項及び第2項では、議会及び行政機関は、審議過程の透明性を高めるとともに、町民参加を推進するため、議会と行政機関の会議を原則公開することを定めています。</p> <p>第1項の議会の会議とは、本会議のほか常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会が該当します。</p> <p>第2項の行政機関の会議とは、法律や条例に基づいて設置する附属機関に加えて、知識や経験を有する方等の意見を行政運営に反映させることを目的に、規則や要綱等に基づき設置している会議が該当します。</p> <p>第3項では、議会及び行政機関の会議には個人情報や議事内容を議題として扱う場合もあり、このような場合は、会議を非公開にすることができることを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>第3章 町民参加 (町民参加の基本)</p> <p>第13条 町民は、湧別町の自治の主体であることを認識し、町政に参加することを基本とします。</p> <p>2 議会及び行政機関は、広く町民の意見等を求め、町政に町民の意思を反映することを基本とします。</p> <p>3 議会及び行政機関は、町民が広く町政に参加する機会を保障するものとしします。</p> <p>4 議会及び行政機関は、町民が町政への参加、又は不参加を理由として不利益を受けないよう配慮するものとしします。</p> <p>5 18歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加することができます。</p> <p>一部改正〔令和4年条例3号〕</p>	<p>第13条では、町民参加の基本について定めています。町民が主体の自治を実現するためには、情報共有を推進するとともに、町民が町政に興味関心を持ち、積極的に参加することが重要です。</p> <p>第1項では、町民は、湧別町の自治の主体であることを認識して、町政に参加することを町民参加の基本として定めています。</p> <p>第2項では、議会及び行政機関は、広く町民の意見等を聞き、町政に町民の意思を反映させることを基本とすることを定めています。</p> <p>第3項では、議会及び行政機関は、町政に多様な意見を反映させるため、町民が広く町政に参加する機会を保障することを定めています。</p> <p>第4項では、町民参加は一人ひとりの自由な意思に基づくものであるため、議会と行政機関は、参加の有無によって町民が不利益を受けないよう配慮することを定めています。</p> <p>第5項では、18歳未満の青少年や子どもは、次の世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法で町政に参加できることを定めています。</p> <p>それぞれの年齢にふさわしい方法とは、子ども議会の開催、アンケート調査の実施、ワークショップの開催などが想定されますが、議会及び行政機関がこれら方法を取り入れ、積極的に参加を促すことが必要です。</p>

条 文	解 説
<p>(町民参加の対象)</p> <p>第14条 行政機関は、次の各号に規定する事項を実施するときは、町民の参加を求めるものとします。</p> <p>(1) 町政運営の基本となる条例の制定及び改廃</p> <p>(2) 総合計画の基本構想及び基本計画、部門別の計画及び基本方針等の策定、又は見直し</p> <p>(3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃</p> <p>(4) 広く町民が利用する公共施設の整備に係る基本的な計画の策定、又は見直し</p> <p>(5) 広く町民が利用する公共施設の利用方法の決定</p> <p>(6) 事務及び事業を効果的かつ効率的に推進するための行政評価</p> <p>(7) 町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定</p> <p>(8) 前各号のほか、町民参加が有効と思われる事項</p> <p>2 行政機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。</p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 行政内部の事務処理に関するもの</p> <p>(3) 町税の賦課徴収及びその他金銭の徴収に関するもの</p> <p>(4) 法律及びそれに基づく政令の規定によるもの</p> <p>3 行政機関は、前項の規定により町民参加を求めなかった場合において、行政機関が必要と判断したとき、又は町民からその理由を求められたときは、その理由を公表しなければなりません。</p>	<p>第14条では、町民参加の対象について定めていて、第1項の各号では、行政機関が町民に参加を求める事項を定めています。</p> <p>第1項第1号の町政運営の基本となる条例とは、自治基本条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例など町政運営の基本的な考え方や理念を定める条例が該当します。</p> <p>第1項第2号の総合計画の基本構想とは、町の将来の目指す姿を定め柱となるテーマと施策の大綱を示したものです。総合計画の基本計画とは、基本構想を実現するために計画期間内に実施する主要施策を分野別に示したものです。部門別の計画及び基本方針等とは、農業振興計画、高齢者保健福祉計画、社会教育中期計画、防災計画、行政改革大綱など町民の生活に関わりが深い計画や指針が該当します。</p> <p>第1項第3号の町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例とは、町民個人の活動や事業者等が行う活動に禁止行為や制限を設けるなど、町民の権利義務にかかわる条例が該当します。</p> <p>第1項第4号の広く町民が利用する公共施設の整備に係る基本的な計画とは、文化センター、図書館、体育施設など町民の福祉を増進することを目的に設置される施設の整備などが該当します。</p> <p>これらの施設の新設、改良、廃止は、町民のニーズに応じて計画され、整備されなければならないことから、町民参加の対象としています。なお、「改良」とは、施設の増設や機能を向上させることを趣旨としており、老朽化等に伴う機能の更新や設備の改修は除きます。</p> <p>第1項第5号の広く町民が利用する公共施設の利用方法とは、第4号に掲げる施設の利用時間や休館日等の利用方法等が該当します。</p> <p>第1項第6号の行政評価とは、行政機関が行う事務事業等の必要性や効率性などを視点として、統一した基準で評価した結果を行財政運営に反映させる制度です。この評価の過程で実施する外部評価においては、町民参加を求めます。</p>

条 文	解 説
	<p>第1項第7号の町民の生活に大きな影響を及ぼす施策とは、具体的に市町村合併の是非や学校の統廃合など町民の生活に大きな影響を及ぼす施策が想定されます。</p> <p>第1項第8号では、第1号から第7号に規定する事項のほか、町民の生活に関わりが深い事項など、町民参加が有効と考えられる場合は、積極的に町民参加を求めます。</p> <p>第2項の各号では、第1項の規定にかかわらず、行政機関が町民参加を求めないことができる事項を定めています。</p> <p>第2項第1号では、災害や不慮の事故の発生などの緊急的な課題に対し迅速に対応しなければならない場合が該当します。</p> <p>第2項第2号では、町の組織や職員の人事など、行政機関の内部のみに適用される事項が該当します。</p> <p>第2項第3号では、町税の賦課徴収、保育料、水道料、下水道料、スポーツ及び文化施設等の使用料、各種手数料などのほか金銭徴収の全般に関する事項が該当します。 これらの見直しは、単に金額の高い安いの問題に論点が終始することが想定されるため、町民参加を求めないことができることとしています。ただし、見直しに当たっては、改正する理由や算定根拠等を明らかにし、情報の公開と提供に努めることが必要です。</p> <p>第2項第4号では、法令等の規定によるものは、町民参加を求めないことができるとしています。</p> <p>第3項では、町民参加を求めなかった場合に、行政機関が町民参加を求めなかった理由を公表する必要があると判断したとき、または町民から町民参加を求めなかった理由を公表するよう求めがあったときは、その理由を公表することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(町民参加の方法)</p> <p>第15条 行政機関は、前条第1項に規定する事項を実施するときは、次の各号のいずれかの方法により、適切な時期に町民参加を求めるものとします。</p> <p>(1) 審議会等の開催</p> <p>(2) 意見交換会や懇談会の開催</p> <p>(3) アンケート調査の実施</p> <p>(4) パブリックコメント(町民意見募集)の実施</p> <p>(5) その他適切な方法</p> <p>2 行政機関は、前項に規定する方法を複数組み合わせるとともに、町民が参加しやすい環境を整え、町民参加の機会を拡充するものとします。</p> <p>3 第1項の各号に規定する方法に関して必要な事項は、別に定めます。</p>	<p>第15条では、町民参加の方法について定めています。</p> <p>第1項では、行政機関は、第14条に定める町民参加の対象となる事項を実施するときは、第1号から第5号に定める方法を用いて、適切な時期に町民参加の機会を保障することを定めています。</p> <p>第1項第1号の「審議会等」とは、地方自治法の規定に基づいて条例により設置される附属機関及びこれ以外をいい、知識経験を有する方などの意見を聴取し、政策に反映させることを目的として設置されます。</p> <p>行政機関の審議会等は多く存在しますが、例えば、総合計画策定審議会、情報公開審査会、行政改革推進委員会、自治基本条例策定委員会などが該当します。</p> <p>第1項第2号の「意見交換会や懇談会」とは、特定の課題などについて町民と行政、または町民同士が自由に意見交換を行うことをいいます。例えば、地域づくり懇談会やわくわくワークショップなどが該当します。</p> <p>第1項第3号の「アンケート調査」とは、特定の課題などについて町民の意向を把握するために実施する調査をいいます。例えば、総合計画を策定するときに実施した町民アンケート調査が該当します。</p> <p>第1項第4号の「パブリックコメント(町民意見募集)」とは、広く町民の生活に関わる重要な事項を定める計画や条例を立案する場合に、案の段階でその内容を公表し、案に対して町民から提出された意見等を踏まえて行政機関の意思を決定するとともに、提出された意見等に対する行政機関の考え方を町民に公表する一連の手続きをいいます。</p> <p>第1項第5号の「その他適切な方法」とは、上記以外の方法で、より効果的と認められる方法がある場合は、それを用いることを定めています。</p>

条 文	解 説
	<p>第2項では、行政機関は、第1項第1号から第5号までの方法を複数組み合わせるとともに、町民が参加しやすい日時や場所を設定するなど、町民が参加しやすい環境を整え、町民参加の機会を拡充することを定めています。</p> <p>第3項では、町民参加の方法に関する具体的な方法や必要な手続きなどについては、規則等で別に定めることとしています。</p>
<p>(町民の意見等の取扱い) 第16条 行政機関は、町民参加によって寄せられた意見等を総合的に検討するものとします。 2 行政機関は、意見等の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとします。ただし、別に定める条例により公表することが適当でないとき認められるときは、この限りではありません。 (1) 意見等の内容 (2) 意見等の検討結果及びその理由</p>	<p>第16条では、町民の意見等の取扱いについて定めています。</p> <p>第1項では、行政機関は、町民参加によって寄せられた意見等を単に聞くだけでなく、意見等の実現の可能性を総合的に検討することを定めています。</p> <p>第2項では、行政機関は、町民参加によって寄せられた意見等の内容、その意見等の検討結果及びその理由を公表することを定めています。 ただし、意見等には個人情報や第三者の利益を害する恐れがあるものもあるため、公表することが適当ではない情報が含まれているときは、公表しないことを定めています。</p>
<p>(審議会等の委員の選任) 第17条 行政機関は、行政運営に公平で、かつ、広く町民の意見等が反映されるよう審議会等の委員の選任について、次の事項に配慮するものとします。 (1) 原則、町民から公募により選任された委員が含まれること。 (2) 幅広く人材を確保するため、委員の就任期間又は他の審議会等との重複を必要最小限とすること。</p>	<p>第17条では、審議会等の委員の選任について定めています。</p> <p>第1号では、審議会等の会議の公平性や透明性を高め、より町民参加が推進されるように、原則、公募により選任された委員を含めることを定めています。ただし、法令で委員構成が定められている場合や、専門性が高い事案を取り扱う審議会等など、委員を公募することが適当ではない場合は、必ずしも公募を求めるものではありません。また、町民に応募してもらえるよう、委員の職務内容や役割をお知らせすることも大切なことです。</p> <p>第2号では、同じ方が長期に渡って委員に就任したり、審議会等の委員が特定の町民に偏ることによって意見の偏りが懸念されることから、審議会等に幅広い人材を登用するため、委員の就任期間や他の審議会等と重複して就任することを必要最小限とするよう配慮することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>第4章 町民投票 (町民投票) 第18条 町長は、町政に関する重要な事項について、直接町民の意思を確認するため、議会の議決を経て、町民投票を実施することができます。 2 町民、議会及び町長は、町民投票の結果を尊重します。 3 町民投票に関して必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。</p>	<p>第18条では、町民投票について定めています。地方自治は、町長、議員を町民の代表とする間接民主制が基本であり、町民投票はそれを補完する制度として位置付けられています。</p> <p>第1項では、町長は、町民の生活に重大な影響がある重要な事項について、町民に直接意思を確認する必要があるときには、議会の議決を得て、町民投票を実施できることを定めています。</p> <p>第2項では、町民、議会及び町長は、町民投票の結果を町民の意思として受け止め、尊重することを定めています。</p> <p>第3項では、町民投票に関する必要な事項は、それぞれの事案に応じて別に制定する「町民投票条例」に委ねることを定めています。</p> <p>町民投票は、町民参加の究極の仕組みであり、間接民主制を補完する方法として、本町の将来を左右するような重要な事項について、直接町民の意思を確認する必要がある場合に限り実施するものです。さらには町民投票に至るまでの過程において十分な議論を尽くすなど、最終手段として実施されるべきものであり、慎重な取り扱いが必要です。</p> <p>このことから、本町では、事案ごとに情報共有と町民参加の実践によって十分な議論を尽くすことを前提として「個別設置型」を選択しています。ただし、「常設型」を否定するものではなく、制度設計を十分議論して、将来的には「常設型」への移行も検討する必要があります。</p>

条 文	解 説
<p>(町民投票の請求及び発議)</p> <p>第 19 条 議員及び町長の選挙権を有する町民は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 の連署をもって、町長に町民投票条例の制定を請求することができます。</p> <p>2 議員は、地方自治法の定めるところにより、議員定数の 12 分の 1 以上の賛成をもって、町民投票条例の制定を議会に発議することができます。</p> <p>3 町長は、地方自治法の定めるところにより、町民投票条例の制定を議会に提案することができます。</p>	<p>第 19 条では、町民投票の請求及び発議について定めています。</p> <p>第 1 項では、議員及び町長の選挙権を有する町民は、有権者の 50 分の 1 以上の連署をもって町長へ町民投票を実施するための条例の制定を請求できることを定めています。</p> <p>第 2 項では、議員は、議員定数の 12 分の 1 の賛成をもって町民投票を実施するための条例の制定を議会に発議できることを定めています。</p> <p>第 3 項では、町長は、自ら町民投票を実施するための条例の制定を議会に提案できることを定めています。 この基本条例における「町民投票の請求及び発議」については、地方自治法の規定に基づくこととしています。</p>
<p>第 5 章 町民 (町民の権利)</p> <p>第 20 条 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。</p> <p>2 町民は、町政に参加する権利を有します。</p>	<p>第 20 条では、町民の権利について定めています。</p> <p>第 1 項では、情報共有の原則に基づき、町民参加の前提となる、町民が町政に関する情報を知る権利を有することを定めています。</p> <p>第 2 項では、町民参加の原則に基づき、町民が政策の形成及び立案、執行、評価等の過程に参加することができる権利を有することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(町民の役割と責務) 第 21 条 町民は、湧別町の自治の主体であることを自覚し、自分のできる範囲で町政及び地域活動に積極的に参加するよう努めます。 2 町民は、町政及び地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。</p>	<p>第 21 条では、町民の役割と責務について定めています。町民は権利を主張するだけでなく、町民としての役割を果たすこと、発言や行動に責任を持つことで、自治の推進が図られます。</p> <p>第 1 項では、町民は自らが自治の主体であることを自覚して、それぞれの立場や自分のできる範囲において、町政や地域活動に積極的に参加することの大切さを定めています。</p> <p>第 2 項では、町民が町政や地域活動に参加するに当たっては、自らの発言や行動に責任を持つとともに、お互いを尊重し、協力し合うことの大切さを定めています。</p>
<p>(事業者の役割) 第 22 条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>	<p>第 22 条では、事業者の役割について定めています。この条例における事業者とは、湧別町内で営利、非営利を問わず一定の目的を持って活動する個人、法人、又は団体をいいます。事業者は、町民の定義に含まれますが、地域社会を構成する一員であることの自覚を促すとともに、安心して暮らすことができる地域社会の実現に貢献するよう求めています。</p>
<p>第 6 章 協働・コミュニティ組織 (協働の推進) 第 23 条 町民、議会及び行政機関は、湧別町の課題を解決するため、相互理解と信頼関係のもとに協働を推進します。 2 行政機関は、町民との協働による湧別町の自治を推進するに当たり、町民の自主性及び自立性を損なわないように配慮するとともに、必要な支援を行うものとしします。</p>	<p>第 23 条では、協働の推進について定めています。この条例では、三つの基本原則を掲げていて、そのひとつが協働の原則です。湧別町の課題は、まず町民自らが課題の解決に取り組むことが基本ですが、町民の力で課題を解決することが難しい場合があります。そのため、町民、議会、行政機関が協働して課題を解決することが考えられます。また、町民同士がコミュニティ組織を形成し、協力して課題を解決することも大切です。</p> <p>第 1 項では、湧別町の課題を解決するために、町民、議会及び行政機関が相互理解と信頼関係を築き、同じ目的に向かって協力して行動すること、すなわち協働を推進することを定めています。</p>

条 文	解 説
	<p>第2項では、行政機関は、町民との協働による湧別町の自治を推進するにあたり、町民の自主性と自立性を損なわないよう配慮するとともに、資金面での支援に限らず、情報の提供、人材の育成、さらには活動するための環境づくりなど、様々な方法で協働の担い手を支援することを定めています。</p> <p>協働とは、町民、議会及び行政機関が、お互いの立場を尊重し知恵と力を合わせ、同じ目的に向かって協力して行動することをいいます。</p>
<p>(コミュニティ組織の定義) 第24条 コミュニティ組織とは、町民が互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に組織された団体をいいます。</p>	<p>第24条では、コミュニティ組織の定義について定めています。 コミュニティ組織には、自治会（町内会）などの地域を基盤に形成される組織と、福祉・環境・防犯・文化・スポーツ・PTAなど地域を越え共通の関心や課題から形成される組織、または集団があります。</p>
<p>(コミュニティ組織の役割) 第25条 コミュニティ組織は、地域社会において自らできることを考え行動し、地域の課題の解決に取り組むよう努めます。 2 コミュニティ組織は、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。 3 コミュニティ組織は、積極的に相互の連携を図るとともに、議会及び行政機関と協働し、活動の充実に努めます。</p>	<p>第25条では、コミュニティ組織の役割について定めています。コミュニティ組織は、地域の課題を解決する公共の担い手であり、その果たす役割は重要です。 町内には自治会をはじめ、様々なコミュニティ組織が自主的に活動していますが、コミュニティ組織に対する理解を深めるため、広報紙やホームページなどを通じて、その活動を紹介することも必要です。</p> <p>第1項では、コミュニティ組織は、地域社会において自らできることを考え行動して、地域の課題の解決に取り組むよう努めることを定めています。</p> <p>第2項では、コミュニティ組織は、活動を充実させるために、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めることを定めています。</p> <p>第3項では、コミュニティ組織は、積極的に他の団体との相互連携を図るとともに、議会及び行政機関との協働を推進して、活動の充実に努めることを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(コミュニティ組織にかかわる町民の役割) 第 26 条 町民は、コミュニティ組織の役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り、育てるよう努めます。</p>	<p>第 26 条では、コミュニティ組織にかかわる町民の役割について定めています。 コミュニティ組織は、町民の参加やつながりがなければ、成り立ちません。このため、町民はコミュニティ組織の地域社会において果たす役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加して、コミュニティ組織を守り育てることの大切さを定めています。</p>
<p>(コミュニティ組織にかかわる行政機関の役割) 第 27 条 行政機関は、コミュニティ組織の自主性と自立性を尊重するとともに、その活動を促進するため、必要な支援を行うものとします。</p>	<p>第 27 条では、コミュニティ組織にかかわる行政機関の役割について定めています。 町民が主体の自治を進めるうえで、コミュニティ組織が果たすべき役割は大きいことから、行政機関は、コミュニティ組織の自主性と自立性を尊重し、活動を促進するために、資金や情報の提供、人材や組織力の育成など、必要な支援を行うことを定めています。</p>
<p>第 7 章 議会 (議会の役割) 第 28 条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、町政の重要事項を議決し、意思を決定します。</p>	<p>第 28 条では、議会の役割について定めています。 選挙で選ばれた議員により構成された議事機関である議会は、地方自治法の規定により、監査請求や調査等を通じて行政運営を監視する権限を有するとともに、条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定など町政運営の重要な事項を議決する権限を有しています。 これら議会が有する権限を「議会の役割」として定めています。</p>
<p>(議会の責務) 第 29 条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町の将来展望を持って課題を的確に把握し、活動しなければなりません。 2 議会は、町民の意見を聴取して、議会運営に反映させなければなりません。</p>	<p>第 29 条では、議会の責務について定めています。 第 1 項では、町民の生活や町の将来にかかわる町政の重要事項についての議決権を持つ議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守して、湧別町の将来展望を持つて的確に課題を把握し、活動しなければならないことを定めています。 第 2 項では、議会は、町民の声が活かされる町政とするため、町民の多様な意見を聴取して、議会運営に反映しなければならないことを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(議員の責務)</p> <p>第 30 条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければなりません。</p> <p>2 議員は、町民意思の的確な把握及び自己研鑽を図るとともに、公益のために行動しなければなりません。</p>	<p>第 30 条では、議員の責務について定めています。</p> <p>第 1 項では、議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たさなければならないことを定めています。</p> <p>第 2 項では、議員は、町民から選挙で選ばれた町民の代表であることから、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの見識や能力を高めるために自己研鑽を図り、町民や湧別町の利益のために行動しなければならないことを定めています。</p>
<p>(町民との情報共有と町民参加)</p> <p>第 31 条 議会は、多様な媒体を活用して本会議及び委員会等の審議経過や審議結果に関する情報を町民に分かりやすく公表するものとします。</p> <p>2 議会は、町民が本会議及び委員会等を傍聴しやすい環境を整えるものとします。</p> <p>3 議会は、広く町政の課題を明らかにするため、本会議及び委員会等における論点を明確にするものとします。</p> <p>4 議会は、町民との意見交換の機会を年 1 回以上開催し、町民と対話する機会を設けるものとします。</p>	<p>第 31 条では、町民との情報共有と町民参加について定めています。</p> <p>第 1 項では、議会は、本会議及び委員会等においてどのような議論が行われ、どうしてその結論に至ったのか、多様な媒体を活用して町民に分かりやすく公表することを定めています。具体的な方法としては、議会広報紙を発行していますが、さらに効果的な方法の検討が必要です。</p> <p>第 2 項では、議会は、町民が議会の会議等を傍聴しやすい環境づくりに取り組むことを定めています。町民が傍聴しやすい時間帯に会議等を開催したり、町民が議会へ足を運びやすい雰囲気づくりに努めることで、議会への町民参加を推進することができます。</p> <p>第 3 項では、議会は、広く町政の課題を明らかにするため、本会議等における論点及び争点を明確にすることを定めています。論点や争点を明確にすることで、町民が町政の課題等に対する理解を深めることができ、町民と議会が情報を共有することができます。</p> <p>第 4 項では、議会は、町民との情報共有を高める手法として、町民との意見交換会を年 1 回以上開催して、町民との対話する機会を設けることを定めています。意見交換の機会は、議会での議決事項、議会の日常における活動内容を報告することを目的に開催するものです。また、テーマを設定した意見交換の場を設けることで、町民からの意見や提案を政策提案につなげることも可能になります。</p>

条 文	解 説
<p>第8章 行政機関 (行政機関の責務)</p> <p>第32条 行政機関は、条例、予算その他の議会の議決及び法令等に基づく事務及び事業を適正に管理し執行しなければなりません。</p> <p>2 行政機関は、情報共有と町民参加を進め、広く町民の意思を反映して、事務及び事業を執行しなければなりません。</p> <p>3 行政機関は、事務及び事業を効果的かつ効率的に執行しなければなりません。</p>	<p>第32条では、行政機関の責務について定めています。行政機関とは、第2条で定義しているように、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。この条項では、これら行政機関に共通する責務を定めています。</p> <p>第1項では、行政機関は、地方自治法に規定される議会の議決や法律等に基づく事務及び事業を適正に管理して執行しなければならないことを定めています。</p> <p>第2項では、行政機関は、この条例の理念を実現する行政機関として、情報共有と町民参加を進め、行政運営に広く町民の意思を反映させて、事務及び事業を執行しなければならないことを定めています。</p> <p>第3項では、行政機関は、当然のことながら、事務及び事業を効果的、効率的に執行しなければならないことを定めています。</p>
<p>(町長の責務)</p> <p>第33条 町長は、行政の最高責任者として、この条例の基本原則及び制度を遵守し、基本理念を実現するために町民の信託に応え、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。</p> <p>2 町長は、長期的な展望に立って、健全な自治体運営を推進しなければなりません。</p> <p>3 町長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な組織体制を整備しなければなりません。</p> <p>4 町長は、町民の意向や政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、その能力を公正に評価し、士気高揚を図らなければなりません。</p>	<p>第33条では、町長の責務について定めています。町長は、町民の信託を受けた行政の最高責任者です。</p> <p>第1項では、町長は、この条例の基本原則及び制度を遵守して基本理念を実現するため、町民の信託に応え、公正で誠実に行政運営を行わなければならないことを定めています。</p> <p>第2項では、町長は、湧別町の将来を見据えて長期的な展望に立ち、健全で持続可能な自治体運営を推進しなければならないことを定めています。</p> <p>職員の意識の向上と能力の活用は、健全で持続可能な自治体の運営を進めるうえで、欠くことのできないことです。このため、町長の責務として、第3項では、町長は、補助機関である職員を適切に指揮監督するとともに、町政の課題に対応できる効率的な組織体制を整備しなければならないことを定めています。</p>

条 文	解 説
	<p>第4項では、町長は、町民の意向や政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、その能力を公正に評価して、職員の士気高揚を図らなければならないことを定めています。</p>
<p>(町長の就任時の宣誓) 第34条 町長は、就任に当たっては、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければなりません。</p>	<p>第34条では、町長の就任時の宣誓について定めています。 町長は、その地位が町民の信託によることを認識して、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に職務を執行することを町民に対して宣誓しなければならないことを定めています。 町長が宣誓をすることによって、自らの姿勢を町民に対して明らかにするとともに、この条例の基本理念を湧別町全体で再認識することができます。</p>
<p>(行政機関の職員の責務) 第35条 行政機関の職員(以下「職員」といいます。)は、町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、町民の視点に立ち、自らも地域の一員であることを認識し、職務を遂行しなければなりません。 3 職員は、町民の意向や政策課題に的確に対応できる能力の向上を図らなければなりません。 4 職員は、お互いに横断的な連携を密にし、一体となって職務を遂行しなければなりません。</p>	<p>第35条では、行政機関の職員の責務について定めています。この条例の基本理念を実現するうえで、職員が果たす役割は大きいといえます。</p> <p>第1項では、職員は、町民が主権者であることを認識し、町民との信頼関係を深めながら、公正かつ適正に職務を遂行しなければならないことを定めています。</p> <p>第2項では、職員は、町民の視点に立ち、自らも地域の一員であることを認識して、職務を遂行しなければならないことを定めています。</p> <p>第3項では、職員は、町民の意向を把握するとともに、政策課題に的確に対応できる能力を向上させるために、知識や技術の習得を図らなければならないことを定めています。</p> <p>第4項では、大きな政策課題への対応は専門的な知識や視点が必要になるため、職員は、職員間の横断的な連携を密にして、一体となって職務を遂行しなければならないことを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>第9章 行政運営 (総合計画)</p> <p>第36条 行政機関は、湧別町の目指す将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定するものとします。</p> <p>2 行政機関は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政機関が行う政策は法令の規定によるもの及び緊急的な課題を除き、総合計画に基づいて実施するものとします。</p> <p>3 行政機関は、総合計画の実施計画を毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行を管理し、その状況を公表します。</p> <p>4 行政機関は、部門別の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。</p>	<p>第36条では、総合計画について定めています。</p> <p>総合計画は、町が目指すべき将来の姿を定める基本構想と、これを実現するために計画期間内に実現する主要な施策を分野別に示した基本計画で構成しています。このほか、これらを具体的に実施するために必要な年次ごとの事業や財源を明らかにした実施計画を作成しています。</p> <p>第1項では、行政機関は、湧別町が目指す将来像を明らかにして、総合的で計画的な行政運営を行うため、総合計画を策定することを定めています。</p> <p>第2項では、行政機関は、総合計画を行政運営の最上位計画であることを明記して、法令に規定されているものや、緊急的に取り組まなければならない課題を除いて、総合計画に基づき実施することを定めています。</p> <p>第3項では、総合計画の実施計画は毎年度の予算と直接関連していることから、行政機関は、これを毎年度見直すとともに、事務及び事業の進行管理と見直しの状況等を公表することを定めています。</p> <p>第4項では、行政機関は、各部門別の計画を策定及び実施するときは、総合計画との整合性を図り、その根拠が総合計画によることを定めています。</p> <p>※総合計画の策定等は、町民参加のもとに行われます。</p>

条 文	解 説
<p>(財政運営)</p> <p>第 37 条 行政機関は、総合計画及び行政評価を踏まえ、中長期的な財政計画を策定し、計画的かつ健全な財政運営を行うものとします。</p> <p>2 行政機関は、毎年度の予算、決算及び財政の状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成し公表しなければなりません。</p> <p>3 財政状況の公表に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第 37 条では、財政運営について定めています。湧別町の自治は、財政面での裏付けがあつてこそ、確固たるものになります。</p> <p>第 1 項では、行政機関は、総合計画の進行管理と行政評価の結果を踏まえて、中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営を行うことを定めています。</p> <p>第 2 項では、行政機関は、毎年度の予算及び決算、財政の状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して、公表することを定めています。公表することによって、情報の共有が図られ、協働を推進することができます。</p> <p>第 3 項では、財政状況の公表に関する必要な事項は、「湧別町財政状況の公表に関する条例」に委ねることを定めています。</p>
<p>(行政評価)</p> <p>第 38 条 行政機関は、事務及び事業の目的及び成果等を点検するため、適切な評価基準に基づく行政評価を実施するものとします。</p> <p>2 行政機関は、行政評価の結果を予算、事務及び事業へ反映させるとともに、分かりやすい資料を作成し公表します。</p>	<p>第 38 条では、行政評価について定めています。行政評価は、効果的で効率的な行政運営を行ううえで、欠くことのできないものです。</p> <p>第 1 項では、行政機関は、政策等の目的、必要性及び成果等を点検して次のステップに反映させ改善等を図るため、適切な評価基準に基づく行政評価を実施することを定めています。</p> <p>第 2 項では、行政機関は、行政評価の結果を予算編成や、以後の事務及び事業に反映させるとともに、分かりやすい資料を作成して、その評価の結果を公表することを定めています。公表することによって、行政運営の透明性が高まり、町民の行政への信頼も高まります。</p> <p>※行政評価は、町民参加のもとに行われます。</p>

条 文	解 説
<p>(行政改革)</p> <p>第 39 条 行政機関は、簡素で効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を推進するものとします。</p> <p>2 行政機関は、行政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進行を管理するとともに、分かりやすい資料を作成し公表します。</p>	<p>第 39 条では、行政改革について定めています。行政改革は、社会経済情勢に的確に対応するとともに、簡素で効率的な行政運営を行ううえで、欠くことのできないものです。</p> <p>第 1 項では、行政機関は、簡素で効率的な行政運営を行うため、行政改革大綱を策定して、行政運営の制度全般を点検して見直しを行い、行政改革を推進することを定めています。</p> <p>第 2 項では、行政機関は、行政改革大綱に基づく実施計画書を策定して、その進行を管理するとともに、分かりやすい資料を作成して、その進捗状況を公表することを定めています。</p> <p>※行政改革は、町民参加のもとに行われます。</p>
<p>(行政手続)</p> <p>第 40 条 行政機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。</p> <p>2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第 40 条では、行政手続について定めています。直接的に町民の利害にかかわる行政手続についてのルールを明らかにして、行政運営の公正と透明性を確保することは、町民の権利を保障し町民との信頼関係を築き確かなものにするうえで欠くことのできないことです。</p> <p>第 1 項では、行政機関は、町民の権利利益の保護を図るため、行政機関が行う処分や行政指導等の手続について、手続が公正であること、また、透明性を高めるために、必要な措置を講じることを定めています。</p> <p>第 2 項では、行政手続に関する必要な事項は、「湧別町行政手続条例」に委ねることを定めています。</p>
<p>(政策法務)</p> <p>第 41 条 行政機関は、地域の課題を解決するために必要な政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定、又は改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し運用するものとします。</p>	<p>第 41 条では、政策法務について定めています。平成 12 年 4 月の「地方分権一括法」の施行により、法令の自主解釈権が認められ、地方自治体の条例制定権が拡充されました。</p> <p>行政機関は、地域の課題の解決に必要な政策を実現するために、必要に応じて条例等の制定、改正または廃止を行うとともに、法令等の解釈については、国からの通知に頼ることなく、自らの責任と判断に基づき自主的に解釈して運用することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(危機管理)</p> <p>第 42 条 行政機関は、災害等の緊急時に対処するための必要な計画を策定するとともに、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命、財産及び暮らしの安全を守るために必要な対策を講ずるものとします。</p> <p>2 町民は、災害等の緊急時において互いに助け合い行動できるよう、防災等に対する意識の高揚を図り、行政機関及び関係機関等と一丸となった協力体制の整備に努めるものとします。</p>	<p>第 42 条では、危機管理について定めています。災害等の不測の事態に備え、湧別町が一体となって対応できる体制を築くことはとても大切です。</p> <p>第 1 項では、行政機関は、災害等の緊急時に対処するために必要な計画を策定するとともに、各部署が連携し機能的に行動ができるよう危機管理体制を整備して、町民の生命、財産及び暮らしの安全を守るために必要な対策を講ずることを定めています。</p> <p>第 2 項では、町民は、災害等の緊急時において、自らの役割を認識して、お互いが助け合って行動できるよう、日頃から防災意識を高め、行政機関、コミュニティ組織、その他関係機関など一丸となって、情報伝達や避難誘導などの協力体制を整えることを定めています。</p>
<p>第 10 章 交流・連携 (国内外の交流)</p> <p>第 43 条 町民、議会及び行政機関は、国内外の様々な人々や団体との交流を深め、その活動から得られる知識や情報を課題の解決に生かすよう取り組むものとします。</p>	<p>第 43 条では、国内外の交流について定めています。</p> <p>町民、議会及び行政機関は、町民が安心して暮らすことができる地域社会を持続させるために、国内外の様々な人々や団体などとの交流によって得ることができる知恵、経験、技術、情報を課題解決に生かすことを定めています。</p>
<p>(他の市町村との連携)</p> <p>第 44 条 議会及び行政機関は、広域的な課題又は共通する課題を解決するため、他の市町村と相互に連携するものとします。</p>	<p>第 44 条では、他の市町村との連携について定めています。</p> <p>議会及び行政機関は、複数の市町村が抱える共通の課題など、広域で取り組むことによって効率的に解決できる課題に対して、必要に応じて他の市町村と相互に連携することを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(国及び北海道との連携) 第 45 条 議会及び行政機関は、課題の解決を図るため、国及び北海道との役割分担に基づき、相互に連携するものとします。</p>	<p>第 45 条では、国及び北海道との連携について定めています。 地方分権一括法の施行によって、市町村は国及び北海道と対等な関係と位置付けとなったことを踏まえ、議会及び行政機関は、湧別町の課題を解決するため、国及び北海道との役割分担に基づき、相互に連携することを定めています。</p>
<p>第 1 1 章 条例の見直し (条例の見直し) 第 46 条 町長は、この条例の施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、この条例を点検し見直しを行うものとします。 2 町長は、この条例の見直しを行うときは、湧別町自治推進委員会に諮問しなければなりません。 3 町長は、前 2 項に規定する見直しの結果を踏まえ、この条例及びその他の制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。</p>	<p>第 46 条では、条例の見直しについて定めています。 第 1 項では、町長は、この条例に基づく制度が的確に運用されているかどうか、条例の内容に照らして点検すること。さらに社会経済情勢の変化に伴い、この条例に定める内容と実態が合わなくなることが予測されることから、条例の見直しを行うことを定めています。 見直しの期間を 4 年を超えない期間ごととしているのは、少なくとも町長の任期中に 1 度は条例を点検するとの考え方ですが、必要があれば、適宜見直しを行うものです。 第 2 項では、町長は、この条例の見直しを行うときは、「湧別町自治推進委員会」へ諮問して、町民参加のもとに見直しを行うことを定めています。 第 3 項では、町長は、見直しの結果を踏まえて、この条例や町政にかかわる各制度を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講じなければならないことを定めています。</p>

条 文	解 説
<p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第 47 条 この条例をみんなで守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として湧別町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。</p> <p>2 推進委員会は、自主的に次の事項を審議し、議会及び行政機関並びに関係団体に意見を述べるすることができます。</p> <p>(1) この条例に基づく町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項</p> <p>(2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>(3) この条例の推進に関する事項</p> <p>(4) 町長の諮問に関する事項</p> <p>3 推進委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>第 47 条では、自治推進委員会の設置について定めています。</p> <p>第 1 項では、この条例の実効性を高めるために、この条例の運用状況等を町民の目線や立場から見守り、町民参加のもとに見直しを行うため、町長の附属機関として湧別町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置することを定めています。</p> <p>第 2 項では、推進委員会は、自発的に審議を行い、議会及び行政関係並びに関係団体に意見を述べるができる事項を定めています。</p> <p>第 3 項では、推進委員会の委員定数、任期、委員会の運営等に関する具体的な事項については、別に条例で定めることとしています。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 3 月 10 日条例第 3 号）</p> <p>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>施行日を定めています。</p>